

令和4年7月27日

第7回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年7月27日(水) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員6名) 谷岡会長職務代理者
堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 鍋島委員

(推進委員8名) 谷脇(督)委員 森光委員
三本委員 高橋委員 坂本委員
宮田委員 森田委員 谷本委員
4. 欠席委員 (農業委員2名) 中西会長 山口委員
5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>只今から、令和4年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は会長が休みですので、私が議事進行を務めさせていただきます。議題も多くなっておりますのでスムーズな進行にご協力をお願いします。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染対策を行った上で、農業委員、農地利用最適化推進委員を参集させていただき、開催しております。議案説明は可能な範囲で簡略して、開催時間の短縮に努めさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p>
議長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は3番 高橋委員、4番 鍋島委員、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>関係委員のご意見をお願いします。</p>
意見	<p>1番 中村委員</p> <p>申請地は、家が建っている土地と一体化しており、非農地化していますので、適当だと判断します。</p>
議長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>

審 議	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>坂本次長</p> <p>それでは補足説明をします。</p> <p>番号1について、譲受人は、水稻・茗荷・生姜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>す。</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人・妻・長男が年間300日、父母が年間150日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、引き続き水稻栽培をするとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2について、譲受人は、水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>す。</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日、農作業に従事しています。下限面積については、現在は佐川町で19.89a農地を借りて耕作していて、今回の申請農地14.17aを取得することにより、経営面積は34.06aになります。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、引き続き水稻栽培をするとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

議 長	谷岡会長職務代理者 関係委員のご意見をお願いします。
意 見	5 番 三本委員 番号 1 について、現況も稲作をされており、問題はありません。 1 3 番 谷脇（督）委員 番号 2 について、現在は何も作っていませんが、譲受人が米と野菜を作るようですので、問題ありません。
議 長	谷岡会長職務代理者 他に皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。
審 議	谷岡会長職務代理者 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	谷岡会長職務代理者 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	谷岡会長職務代理者 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	濱口局長 今回の 4 条の申請は、関係条文は、農地法第 4 条による転用申請で、目的は近隣に集団墓地や集団納骨堂が無い場合、自宅に隣接する申請地に、父親の納骨堂を新築しようとするものです。農地の区分につきましては、申請地は土地改良区域内にありますが、主道路沿いにある、相当数の街区を形成している区域内の農地と判断できますので、第 2 種農地

	<p>に該当し、許可する事ができると判断しています。</p> <p>土地利用計画としては、農舎の間に4.60㎡を整地し、その内2.40㎡に納骨堂を新たに整備する計画となっています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水は、自然浸透で地下へ浸透するようになっております。進入路は自宅からの通り道によって進入になります。</p> <p>申請地周囲の状況ですが、近隣の家屋より、15m以上離れていますので、同意は不要としておりますが、墓地埋葬法に関係しますので、2件の所有者の方については同意済みです。</p> <p>なお、建築費は〇〇円で、全額自己資金で、通帳の写しにより確認しております。資力に問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>関係委員さんのご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>6番 坂本委員</p> <p>現地確認を行いました。申請地は申請者の家の近くで、山と山の間の狭い土地であり、周囲も本人の土地であり、問題はありません。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>他に皆さんからご意見ご質問はございませんか。</p>
審 議	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>何かご質問等はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本会計年度任用職員</p> <p>説明の前に、訂正がありますので申し上げます。</p> <p>総括表の農作業従事者の項目の、農業専従者の欄が1になっていますが、2に修正をお願いします。設定所在地の地番ですが、浦ノ内字立目となっていますが、浦ノ内立目摺木字平田431-2ですので修正をお願いします。利用権の設定を受ける者の状況等の、世帯員（構成員）の女性の欄が空欄になっていますが、1名ですので記載をお願いします。</p> <p>【整理番号R4-13について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R4-13につきまして、借受人の主たる耕作物は柿、構成員は2人で2人も農業専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件について、今回の申請は農地所有適格法人以外の法人であるため、第3号イ、他の農業者との適切な役割のもとに農業経営が見込まれる事、第3号ロ、法人の内1名以上が耕作、又は養畜の事業に常時従事している事が必要ですが、いずれも登記簿や定款を確認した結果、適合すると考えます。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請1件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	<p>濱口局長</p> <p>先程訂正がありましたが、申請書自体についても、後日訂正が入ると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>濱崎補佐</p> <p>農林水産課で訂正を行います。</p>

審 議	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>濱口局長</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>坂本次長</p> <p>活動記録簿について</p>
閉会宣言	<p>谷岡会長職務代理者</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後 2時42分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

3 番

4 番